



共同募金ボランティア ハンドブック

もっと理解を深めていただくために



社会福祉法人 **福岡県共同募金会**

〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階

Tel.092-584-3388/Fax.092-584-3386

<https://fukuoka-kyoubo.jp/>

社会福祉法人 **福岡県共同募金会**

赤い羽根共同募金運動の推進につきましては、毎年大変な御努力をいただき、心から御礼申し上げます。

本運動は、毎年多くの県民の皆様の御理解と御協力に支えられて、民間社会福祉事業の充実と発展に大きな役割を果たしてきました。これもひとえに募金ボランティアの皆様のお支えによるものと深く感謝いたします。

少子高齢・人口減少が進み地域社会が大きく変化し続ける中、住民が抱える課題は一層複雑化・複合化しています。また、全国でも相次ぐ自然災害の影響もあり、コミュニティの再生や地域福祉のさらなる充実が求められています。これらにこたえるため、共同募金の役割と責任にもとづき、積極的な運動を展開したいと思っておりますので、本年も御支援、御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、この小冊子は、共同募金活動に毎年寄せられる御意見や御質問を整理して、それらに対する回答をまとめたものです。

皆様のボランティア活動の参考として御活用いただければ誠に幸いです。

社会福祉法人 福岡県共同募金会

I 基本的事項

1. 共同募金運動は、どこが推進しているのですか	2
2. 共同募金運動は、全国一斉に展開されていますが、集まったお金も全国的に使われているのですか	3
3. 税金を払っているのに、なぜ共同募金をする必要があるのですか	4
4. 共同募金運動は、いつ始まって、いつまで続くのですか	5
5. 国・県や市町村などの行政が、なぜ共同募金運動を応援するのですか	6
6. 歳末たすけあい運動は、どこが推進しているのですか	7

II 募金に関する事項

1. なぜ目標額があるのですか	8
2. 善意の募金なのに、なぜ寄付額を割り当てるのですか	9
3. 家庭で募金したのに、なぜ職場でも募金するのですか	10
4. なぜ大企業などから大きなお金を寄せてもらって、庶民からの寄付を当てにしないようにできないのですか	11
5. 「戸別募金」として、町内会費から一括で募金しているようですが、これでいいのですか	12
6. なぜ町内会長や隣組長が、共同募金運動に積極的に協力しなければならないのですか	13
7. 自治会の共同募金等への寄付に関する判決が、以前新聞に載っていましたがどうのことですか	14
8. なぜ私の町では、目安額が県の平均より高いのですか	15
9. 共同募金に寄付をすると税金が安くなるのですか	16

III 配分に関する事項

1. 共同募金で集まったお金は、何に使われるのですか	17
2. 社会福祉施設に、なぜ配分が必要なのですか	19
3. 共同募金の使いみちは、どのようにして決まるのですか	20
4. 地域福祉のための配分は、どのようなもので、どこで使っているのですか	22
5. 共同募金運動をすすめるための経費はどのようになっているのですか チラシやパンフレットを作るお金があったら、配分に使ってほしいのですか	23
6. 共同募金の配分金は、どの範囲まで使うことができるのですか	24

佐賀県共同募金会	25
----------	----

Q1

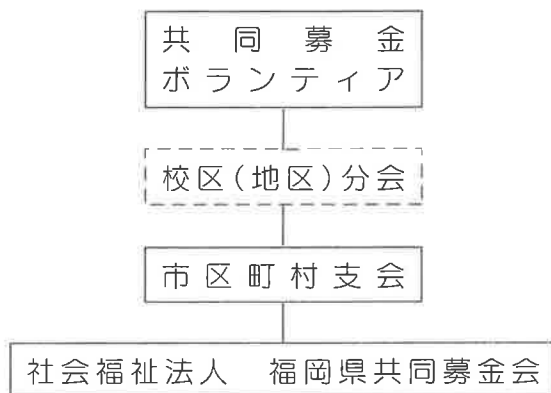
共同募金運動は、どこが推進しているのですか

A

共同募金運動は、これを行うために法律(社会福祉法第113条)に定められた、国や地方自治体とは別の民間の団体が行っています。

福岡県の場合は、社会福祉法人福岡県共同募金会が行っていますが、県内全域を対象にしているため、運動展開がしやすいように各市町村(北九州市においては各区)に「支会」を設けています。

また、支会では、校区(地区)毎に「校区(地区)分会」を設けて運動の浸透を図っているところもあります。



Q2

共同募金運動は、全国一斉に展開されていますが、集まったお金も全国的に使われているのですか

A

共同募金運動は、各都道府県を単位として行われていますが、全国的にバラバラで展開されると、広報などもやりにくく、また、寄付をしてくださる方々に対して、統一性のないものに映るので、全国一斉に進めています。これを「全国協調運動」と言っています。

しかし、目標額や配分先等は、全て各都道府県の共同募金会が独自に定め、その範囲内で募金や配分を行っています。大規模災害などに備える「災害等準備金」や災害が起こったときの「災害義援金」等の特別な場合を除いて、県内でお寄せいただいた募金は、県内の民間社会福祉事業の充実のために使われます。



Q₃

税金を払っているのに、なぜ共同募金をする必要があるのですか

A

自分たちの住む地域がより住みやすく、自分たちの生活が物心両面でより豊かになることは、私たち国民全ての願いです。そのために国や地方公共団体の責任で、社会福祉の充実を進めるべきです。

しかし、行政施策は、私たちの税金を使っているという点から、公平、無差別に、かつ効率的に施策を行っていきます。その結果、法律や条例などによる制限を受け、新しい要望や予想外の事態に対処しにくいという弱点をもっています。

お互いがたすけあって、よりよい地域社会を創りあげるという連帯の精神～たすけあいの精神～の大切さを確認しあうこと、これが共同募金運動の重要な使命であり、行政施策を補完し先導する役割や、民間社会福祉事業の活動資金づくりも担っています。

Q₄

共同募金運動は、いつ始まって、いつまで続くのですか

A

共同募金運動は、戦後の混乱期の昭和22年に全国一斉に始まりました。戦前にも長崎県でこれと同じような運動が実施されたことがありますが、全国一斉というのはこの年からです。当時、国や県などの公費を民間の社会福祉事業に使ってはならないことになり、そのために民間社会福祉事業はたいへんな財政難に陥りました。

これをみかねた「フラナガン神父」が、アメリカで行われていた「共同募金(コミュニティ・チェスト)」を提案したといわれています。運動開始当初は、民間社会福祉事業の中でも、福祉施設に対する資金援助という色彩が強かったのですが、その後、福祉施設に「措置費」という名称で、国や県等の公費が導入され、今日に至りました。

一方では、こうした福祉施設主体の福祉サービスから、在宅の福祉サービスを要望する声が高まり、私たちの身近なところで行われる地域福祉活動に対して、その活動資金を供給する役割が共同募金に課せられることになり、現在は、集まったお金の約75%をこれにあてています。

こうしたことから、私たちの生活を高める活動が、そう簡単に終わるとも考えられませんし、行政サービスが全てをまかなってくれる時代が、将来的に到来するとも考えられません。むしろ、私たちを取りまく状況は、少子高齢・人口減少社会の到来に伴う諸課題や、障害者の方々の課題など、新たに多様な課題が派生しています。

こうした課題解決に民間福祉活動の果たすべき役割は大きく、その資金供給と意識づくりを進める共同募金運動の責務は大きくこそなれ、なくなることはないようです。

Q5

国・県や市町村などの行政が、なぜ共同募金運動を応援するのですか

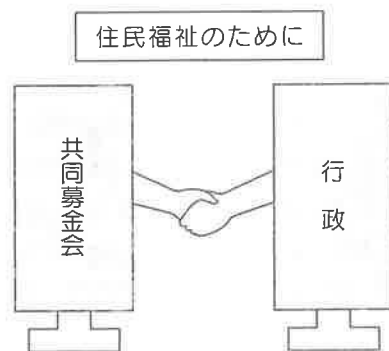
A

住民福祉を向上させることは、行政本来の目的であり、この目的達成を行政サービスの充実だけで対応するとなれば、莫大な財源を要することは容易に想像がつきます。

そこで行政は、できる限り少ない財源で、効率の良い仕事を公平に提供しようとし、そのために住民の協力を不可欠な要素にしています。

住民自らの連帯や地域づくりを目的にしている共同募金運動と、その資金を使って展開される民間社会福祉活動（特に在宅福祉活動）を育てることは、行政にとっても必要な仕事です。

つまり、目的が「民間社会福祉の向上」という点では、全く同じだということです。



Q6

歳末たすけあい運動は、どこが推進しているのですか

A

「歳末たすけあい運動」は、共同募金運動の一環として、12月1日から12月31日までの1カ月間、「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに、共同募金会を中心に運動をすすめています。

また、「歳末たすけあい運動」は、単にお金を集めるだけではなく、社会福祉の充実に関わっている団体（共同募金会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等）やマスコミ等が力をあわせて、たすけあいの気持ちを育てる運動です。

NHKや各新聞社の事業団等が募金に協力し、中央共同募金会、各都道府県共同募金会と共催で運動を展開しています。

各市区町村支会に寄せられた寄付金は、地域の社会福祉協議会を通じ、子育て支援や高齢者世帯に対する見守り・訪問活動、共同作業所の活動費等に使われます。

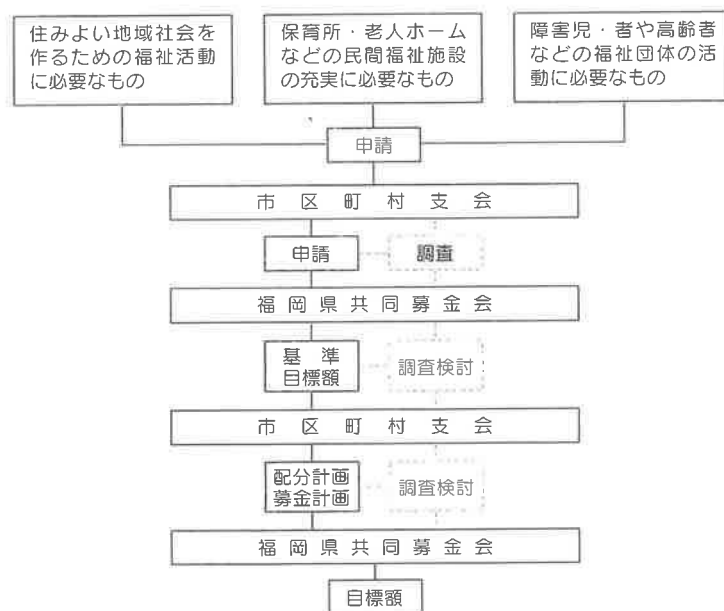
中央共同募金会、福岡県共同募金会に寄せられた寄付金は、福岡県社会福祉協議会を通じ、児童福祉施設の中学・高等学校卒業生への支援金や小規模共同作業所の支援等として全県的に配分されています。



Q1 なぜ目標額があるのですか

A 共同募金は、集まったお金を単純に配分しているわけではありません。予め民間社会福祉事業者等からの申請を受け、その申請内容について、必要性や緊急性等を考慮し、寄付者に納得いただけるような配分計画を立て、その計画に必要な額を目標額として定めています。(社会福祉法第119条)

言い換えれば、目標額は、地域の課題を解決するためにこれだけは必要だという計算から割り出したものなのです。



Q2 善意の募金なのに、なぜ寄付額を割り当てるのですか

A 共同募金は、決して寄付額を割り当てる募金ではありません。翌年度に民間社会福祉事業がどれだけ資金を必要としているかを把握し、それを調整して目標額を定めていますが、この目標額は、県全体では何億という単位になり、市町村においても何千万とか何百万という単位になります。

これを寄付者にお示ししても、「どれだけ協力したらよいのか」ということがわかりませんので、具体的に「〇〇〇円を目安に御協力いただくと、私たちの町では〇〇〇万円となり、計画されているいろいろな事業が実施出来ます。」と、わかりやすく説明するために目安額をお示ししています。

この目安額は、あくまで目安にすぎません。各家庭の御判断で御協力いただければ結構です。



Q3

家庭で募金したのに、なぜ職場でも募金するのですか

A

共同募金は、一人ひとりに御協力いただくことをめざしている運動です。このことは、「都道府県の区域を単位として、あまねく行う寄附金の募集」と、社会福祉法第112条に規定されています。

共同募金への御協力のお願いは、世帯ばかりではなく、街頭や職場、学校など、一人ひとりにお住まいの地域の福祉に関心を持っていただけるよう呼びかけています。

誰もが地域の福祉活動に参加するきっかけとしていただき、また、お互いにたすけあって共に生きていこうという心を持っていただけるよう、様々な場面で運動を展開しています。



Q4

なぜ大企業などから大きな寄附金をもらっているのに、庶民からの寄付を当てにしないといけないのですか

A

もちろん大企業等に働きかけることも大切ですが、私たち誰もが願う、暮らしやすい町づくりは、国や地方公共団体の努力はもちろん、国民一人ひとりがお互いに協力しあうことによって実現します。言い換えれば、全ての国民が、たすけあいの気持ちで、お互いの協力の中からそれぞれに求められた責任を果たすということも重要です。

共同募金は、私たち一人ひとりが、地域の福祉活動に参加できる良い機会です。この運動の目的は、言うまでもなく、民間社会福祉事業を進めるために必要な「財源」を集めることですが、お金だけではなく「心も集める」ということが出発点になっています。

この運動が、特定の人たちだけで行われれば、例えお金が多く集まったとしても、あまり意味はありません。

それは、共同募金運動が、私たちのやさしさを持ちより、住みよい地域社会をつくることを願って展開されているものだからです。

Q5

「戸別募金」として、町内会費から一括で募金しているようですが、これでいいのですか

A

戸別募金は、本来その趣旨をよく理解していただいたうえで、各家庭の判断で御協力をお願いするものです。

「町内会予算からの一括寄付」であっても、予算は町内会の総会等の議決を経ているわけですから、全く寄付者の意志が無視されているわけではありません。

しかし、その場合でも、町内会の会合等において、募金の趣旨や使いみちについて、あらかじめ十分に理解していただくことが必要です。

言い換えれば、募金が事務的になることを防ぎ、つとめて「住民の方々との対話」を重視したものになるよう検討・努力していかねばなりません。

Q6

なぜ町内会長や隣組長が、共同募金運動に積極的に協力しなければならないのですか

A

福岡県において、毎年多くの募金が寄せられるのは、共同募金ボランティアの方々の御努力の賜物です。共同募金運動は、社会福祉に率先して協力しようとする、募金ボランティアの活動によって推進されています。

そこで、住みよい町づくりのリーダー役である町内会長さん、隣組長さんに募金ボランティアをお願いしています。

寄付者である住民の皆様に、本運動の趣旨・配分金の使いみちを正しく理解していただき、寄付に対する強制感をなくすため、募金ボランティアの方々には、共同募金会と地域住民とのパイプ役をお願いしています。



Q7

自治会の共同募金等への寄付に関する判決が、以前新聞に載っていましたがどうのことですか

A

共同募金に自治会の御協力をいただくこと自体は法的に問題ありません。

この判決は、寄付金等を自治会費と一括で集めるために自治会費を増額した際、会員が増額に応じない場合には、生活上不可欠な自治会からの脱退を強制されたことが問題とされた、あくまでも当該自治会固有のものであって、自治会による共同募金への協力や、会費と一括で集めること自体を否定したわけではありません。

共同募金への協力の方法については、自治会の総意で決めていただくこと、決定した方法について会員に周知して理解をいただくことが必要です。

また、共同募金が任意で協力いただくものであることを理解してもらえよう説明していくことが重要です。

Q8

なぜ私の町では、目安額が県の平均より高いのですか

A

共同募金の使いみちは、大きく2つに分けられます。

1つは、県単位で使われるもので、例えば、児童養護施設や養護老人ホームなどの入所施設の備品整備や全県的に活動している福祉団体の活動事業費など、県全体の福祉向上のための配分です。これは、募金運動前に立てられた計画に基づくもので、一定の金額をその配分枠にしています。

もう1つは、それぞれの市町村の地域福祉計画等に基づいて、市町村で使われるものです。このお金は、地域の福祉向上のために、社会福祉協議会等に配分されます。

「目安額が県平均より高い」ところは、お住まいの地域の福祉活動を積極的にすすめるために必要となる金額がそれだけ多いということになります。



Q9

共同募金に寄付をすると税金が安くなるのですか

A

共同募金への寄付金は、財務大臣から包括承認指定を受けており、平成24年からは所得税の税額控除対象団体としても認められたため、法人・個人いずれの場合でも次のような税制上の優遇措置が受けられます。

法人の場合

損金算入限度額とは関係なく、寄付金の金額が損金として処理できます。(法人税法第37条)

個人の場合

○所得税法上の優遇措置(所得税法78条、租税特別措置法

第41条の18の3)「所得控除」と「税額控除」のいずれかを選択

・所得控除

下記の金額を課税対象となる所得の金額から控除

$$\left(\begin{array}{c} \text{寄付金額 (年間)} \\ \text{所得の40\%が限度} \end{array} \right) - 2 \text{千円} = \text{所得控除額}$$

・税額控除

下記の金額を所得税額から控除

$$\left\{ \left(\begin{array}{c} \text{税額控除} \\ \text{対象寄付金額} \end{array} \right) - 2 \text{千円} \right\} \times 40\% = \text{税額控除額}$$

※所得税額の25%を限度とする

○地方税法上の優遇措置(地方税法第37条)

下記の金額を住民税額から控除

$$\left\{ \left(\begin{array}{c} \text{寄付金額 (年間)} \\ \text{所得の30\%が限度} \end{array} \right) - 2 \text{千円} \right\} \times 10\% = \text{税額控除額}$$

Q1

共同募金で集まったお金は、何に使われるのですか

A

共同募金運動は、民間社会福祉事業の資金づくりを担っています。すなわち、民間社会福祉施設や民間福祉団体の整備充実と活動資金に使われています。

福岡県の場合、お寄せいただいた募金は、大きく「広域配分」と「地域配分」の2つに分けられます。

広域配分は、県下全域を対象とした民間社会福祉のために使われていますが、具体的には、入所保護を目的とした施設(児童養護施設や養護老人ホームなど)や、全県的な福祉団体(福岡県社会福祉協議会や福岡県老人クラブ連合会など)に配分されています。

地域配分は、各市区町村を区域とした配分で、市町村の社会福祉協議会や通所施設等に配分されています。

特に、福岡県の場合は、広域配分(運動推進経費を含む)が約14%、地域配分が約75%と圧倒的に地域配分が多くなっています。また、3%を災害時のボランティア活動経費の積立金として、残りの約8%を各支会の事務費として使用しています。

なお、詳しい使いみちについては、毎年各世帯にお配りしているチラシ等に掲載しています。

また、インターネットで赤い羽根共同募金にアクセスすると、赤い羽根データベース「はねっと」でも御覧いただけます。

広域配分(A枠)

県下全域を対象とした民間福祉のための配分

- ※ 第1種社会福祉事業施設整備費(入所施設)
- ※ 県を単位として設置された福祉団体活動事業費(広域福祉団体)

配分例(令和6年度募金配分決定抜粋)

障がい者支援施設	車両整備、施設整備
特別養護老人ホーム	車両整備、備品整備等
福祉団体	機関紙発行等

地域配分(B枠)

各市町村を区分とした配分

- ※ 第2種社会福祉事業設備整備費(通所施設)
- ※ 地域の福祉団体活動事業費
- ※ 市区町村社会福祉協議会活動事業費

配分例(令和6年度募金配分決定抜粋)

保育所	備品整備等
福祉団体	広報活動費等
市区町村社会福祉協議会	高齢者・障害(児)者・児童・ 青少年・住民全般福祉活動費

Q2

社会福祉施設に、なぜ配分が必要なのですか

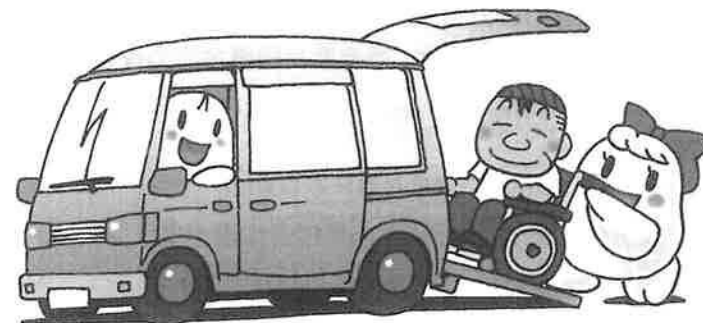
A

社会福祉施設は、たとえ民間であってもその多くが公費で運営されています。

この公費には、利用者の生活費や職員の給与、建物の管理費等が含まれています。

しかし、公費は、多くが利用者支援のために支出されているので、建物の改修や備品の整備等に支出されにくくなっています。

そこで共同募金会では、民間社会福祉施設の円滑な運営や、施設を利用する方々の処遇向上を目的に配分を行っています。



Q3

共同募金の使いみちは、どのようにして決まるのですか



共同募金は、第三者募金として、数多くの民間福祉施設や団体の代わりとなって、その活動資金や整備資金を集めており、その必要性や緊急性に応じて配分を決定して

福岡県の場合、配分対象を広域枠(A枠)、地域枠(B枠)に分けて、各配分枠の中で配分を決定しています。

これは、あらかじめそれぞれの対象毎に配分しようとする金額を決めて、その枠の中で、どこにどれだけ配分するかを決定するものです。

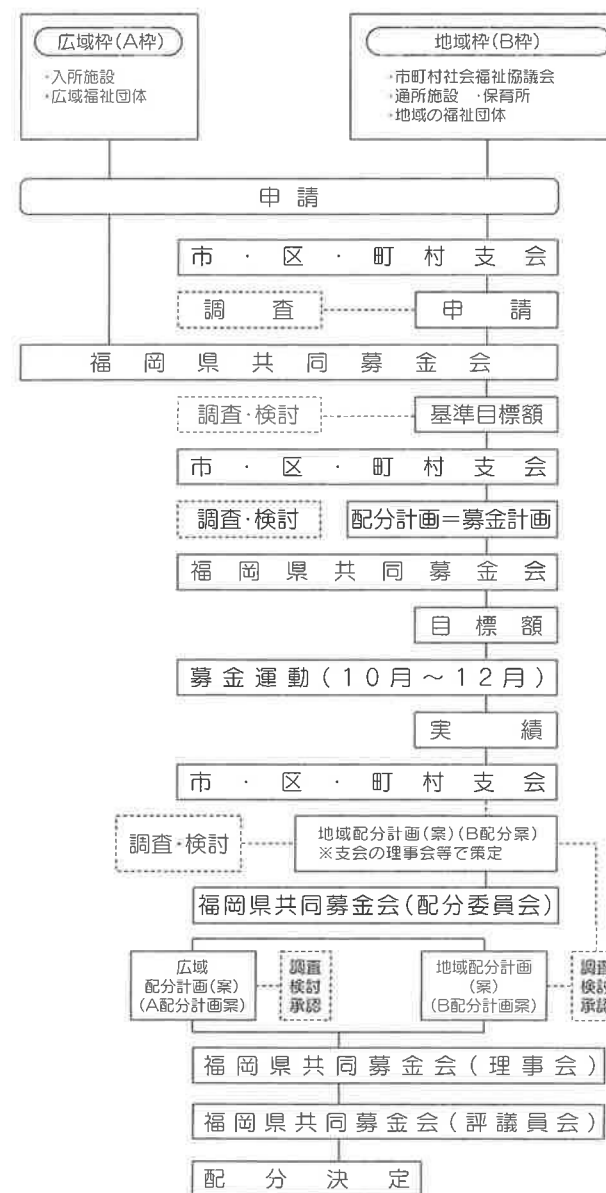
各配分枠の決定の手順は、右図のようになりますが、特に地域枠(B枠)については、各市区町村支会の計画(配分案)が重視されています。

福岡県共同募金会では、配分に関する機関として、社会福祉法第115条の規定により配分委員会^{※1}を設置しており、ここでそれぞれの最終的な配分案が作成され、福岡県共同募金会の理事会^{※2}、評議員会^{※3}で決定されます。

※1 配分委員会…学識経験者、寄付者代表・ボランティア代表
等法律で定められた区分による

※2 理事会…評議員会で選出、法律で定められた区分による

※3 評議員会…評議員選任・解任委員会で選出、法律で定められた区分による



Ⅲ 配分に関する事項

Q4 地域福祉のための配分は、どのようなもので、どこで使っているのですか

A 社会福祉の進め方には、支援を必要とする方々を援助するのに、「施設に入所」して行う方法と、「家庭＝在宅」で行う方法に大きく分けられます。

今日、国や県では地域福祉の重要性が認識されていますが、公的サービスだけでは地域福祉は推進できません。また、私たちの生活と直接かわりのある場面に、行政の力が直接的に関わってくことは、あまり好ましくありませんが、自分たちの出しあったお金で様々なことに取り組むのは、それほど抵抗がありません。それは、様々な人々の意見を聞き、積極的な活動ができ、必要に応じて柔軟に対応できるからです。ここに共同募金が地域福祉（在宅福祉を含む）に配分される意味があります。

そして、これらの地域福祉の中心的な担い手として、社会福祉協議会が位置付けられています。地域に対する配分の大部分は、社会福祉協議会活動などを通じて、その地域の福祉の充実に役立てられています。

具体的な活動内容は、毎年お配りしているチラシ等に記載していますので、御一読ください。また、各市区町村の状況によって、その活動内容が異なりますので、皆様の地元の社会福祉協議会にお尋ねください。

Q5 共同募金運動をすすめるための経費はどのようなになっているのですか。チラシやパンフレットを作るお金があったら、配分に使ってほしいのですが

A 共同募金運動及び共同募金会は社会福祉法に定められた活動であり団体ですが、国民の助け合いに基づき推進される運動であることから、共同募金会に対する行政からの補助金などは一切ありません。このため、共同募金運動の推進経費は共同募金の一部を活用しています。チラシやパンフレットなどの広報資材を作成し、寄付者の皆さんに共同募金の必要性や使い道をお知らせすることで、理解や共感が広がり、それが共同募金に限らず福祉の心を育てる重要な活動につながっています。もちろん、共同募金運動の本来の目的である「民間社会福祉事業を財政面で支援する」ため、推進経費は必要最小限にとどめ、共同募金の多くは直接的な支援である配分金として活用させていただいています。



Q6

共同募金の配分金は、どの範囲まで使うことができるのですか

A

共同募金運動要綱では、次のようなものは、配分の対象となりません。

したがって、それ以外の民間福祉を高めるものであれば、寄付者の信頼に応える範囲で柔軟に対応することができます。

〈配分対象の欠格要件〉

配分は受配者の事業内容のうち、配分金によることを必要とする事業のみを対象にしてこれを行い、次の事業には配分しない。

- ① 社会福祉を目的としていても、構成員の互助共済のみを行うもの
- ② 政治・宗教・組合等の運動のために、その手段として行われているもの
- ③ 配分金以外の収入によって、必要な経営ができるもの
- ④ 経営の基礎、管理の状況等が不十分で地域(とくに近隣)の寄付者から信頼されていないもの
- ⑤ 営利のために行っているとみなされるもの
- ⑥ 法令に基づいて認可される条件を備えていながらあえて認可を受けていないもの
- ⑦ 国または地方公共団体が設置または経営し、またはその責任に属するとみなされるもの

〈配分の原則〉

翌年度に必要とされるもので、その施設や団体の自己資金で対応できないものに限って配分される。(次年度配分)

私たちの生活と民間福祉

共同募金は、「民間福祉の資金づくり」と「たすけあいの気持ちを育てる」という2つの役目を持っています。

ところで、民間福祉と私たちの生活は、どのように関わっているのでしょうか。

民間福祉の内容には、いろいろなものがあります。例えば、福祉施設もそうですし、在宅の支援を必要とする方・世帯、高齢者の方々に対するさまざまなサービスもあります。

こうした民間福祉活動には、大きく分けて次の3つの役割があります。

- ・行政サービスの補完…行政サービスの対象にならないものを補う
- ・行政サービスとの協働…行政サービスと連携し、効果を高める
- ・民間としての自主的・先駆的活動…民間活動としての自主性を活かし、行政では手をつけにくい先駆的な活動

しかし、いずれにしても私たちの生活を高め、安心して暮らせるようにとの観点からは、どの活動も同じです。

一方では、民間福祉も社会福祉ならば税金でまかなえという意見がありますが、私たちの生活上の問題、身近な問題を解決していく民間福祉活動を税金で行うということは、行政施策として行うということであり、ひいては、私たちの生活の全てを法律・条例で割り切ることに通じると考えられます。

行政と民間のよりよい協力関係によって、よりよい生活、よりよい地域づくりをすすめていくことは、今後とも大切なことではないでしょうか。